

福島市「配食サービス」モデル事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「配食サービス」（在宅の要援護高齢者等に対して、市長が指定する事業者をもって食事を配送する事業をいう。以下同じ。）の実施について必要な事項を定める。

(事業目的)

第2条 配食サービスは、在宅の要援護高齢者等に対して、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、定期的にその安否の確認を行うことで、これらの者の自立支援、介護予防及び生活の質の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 配食サービスの実施主体は福島市とする。

(対象者)

第4条 配食サービスの対象者は、本市に住所を有するおおむね65歳以上の在宅にある単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者等であって、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定結果が要支援1又は2と判定され、食の自立が困難であると認められる者とする。

(事業内容)

第5条 配食サービスは、訪問により定期的に昼食を提供するとともに、訪問の際、配食サービスの利用者の安否を確認し、健康状態等に異常があった場合には、関係機関へ連絡を行うものとする。

(事業者の指定)

第6条 第1条に規定する市長が指定する事業者は、「福島市「配食サービス」モデル事業指定事業者に関する基準」に基づき、市長に対し、福島市「配食サービス」モデル事業事業者指定申請書（第1号様式）を提出し、その指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）とする。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書について審査し、適当と認めるときは、当該事業者を指定事業者として指定するとともに、当該事業者に対し、当該指定の事実を福島市「配食サービス」モデル事業事業者指定決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 指定事業者は、第1項の規定により提出した申請書の記載内容に変更が生じた場合は、福島市「配食サービス」モデル事業事業者指定変更申請書（第3号様式）により、その旨を速やかに市長に報告しなければならない。

(利用の申請)

第7条 配食サービスを利用しようとする者は、指定事業者に福島市「配食サービス」モデル事業利用（開始・変更）申請書（第4号様式）を提出し、利用申し込みを行うものとする。ただし、当該利用申し込みをすることができる指定事業者は、当該利用しようとする者の住所が異動した場合又は利用している指定事業者が事業を廃止し、若しくは休止した場合を除いて、月を単位として1事業者に限るものとする。

2 前項に規定する申請書の提出を受けた指定事業者は、当該申請書に必要な事項を記載し、市長にこれを提出しなければならない。

(利用の決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、必要な要件を審査して利用の可否を決定するとともに、当該申請者に対し、その旨を福島市「配食サービス」モデル事業利用（却下）決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による通知書には、第12条に定める利用者負担、助成額等を記載するものとする。

3 市長は、第1項の規定により利用の決定を行った場合においては、あらかじめ利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が指定した事業者に対し、福島市「配食サービス」モデル事業利用開始通知書兼利用者台帳（第6号様式）を送付するものとする。

(変更届出等)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、福島市「配食サービス」モデル事業利用（開始・変更）申請書（第4号様式）により、速やかにその旨を市長へ届け出なければならない。ただし、第5号に規定する場合においては、その変更をしようとする日の1月前までに市長へ報告しなければならない。

(1) 住所又は電話番号を変更しようとするとき。

(2) 介護保険法の規定による要介護状態区分に変更があったとき。

(3) 居住する世帯の構成に変更があったとき。

(4) 緊急時の連絡先を変更しようとするとき。

(5) 配食サービスの提供を受ける指定事業者を変更しようとするとき。

2 利用者は、指定事業者に申し出た内容に変更があるときは、配食サービスを受けようとする日の前日までに、その旨を指定事業者に連絡しなければならない。

(指定の取消し)

第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定事業者の指定を取消しするとともに、当該事業者に対し、その旨を福島市「配食サービス」モデル事業事業者指定取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(1) 「福島市「配食サービス」モデル事業指定事業者に関する基準」に反したとき。

(2) 配食サービスの提供に関して、不正な行為のあったとき。

(3) 配食サービスの内外を問わず、事業者として公序良俗に反する行為や犯罪行為があ

ったとき。

(サービスの中止)

第11条 指定事業者は、災害発生時や気象警報発令時等、配食サービスに従事する者の安全が確保できないと判断した場合には、利用者及びその緊急連絡先のうち1名と協議のうえ、第5条に規定するサービスの提供を中止することができる。

(利用者負担及び助成額等)

第12条 食事の配送及び安否の確認に要する費用（以下「配食サービス費」という。）の額は、1食につき200円とする。

2 利用者は、配食サービス費の1割に相当する額及び食事代を負担する。

3 市長は、配食サービス費の9割に相当する額を助成するものとし、次条の規定により請求を行った指定事業者に対し、当該助成額を支払うものとする。

(配食サービス費の請求等)

第13条 指定事業者は、サービス提供月における利用者ごとの利用実績を福島市「配食サービス」モデル事業サービス提供証明書兼配食サービス費助成請求書（第8号様式）に記入し、利用者の確認印を受けた上で、当該月の翌月10日までに市に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された請求書について審査し、適正と認めるときは、当該請求書に係る助成額を当該請求書により指定された銀行口座に振り込むものとする。

(守秘義務)

第14条 指定事業者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(業務報告等)

第15条 市長は、必要があると認めた場合においては、指定事業者の行う配食サービスの業務について、指定事業者に対し報告を求め、又は自ら調査を行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、配食サービスに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。